滝上町告示第56号

童話村まちづくり景観形成推進審査委員会設置要綱の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から適用する。

令和６年４月１５日

滝上町長　　清　原　尚　弘

第２条第１項中「審議会」を「委員会」に改める。

第３条第１項中「５人以内」を「４人以内」に改め、同条第２項第４号中「建設課長」を「農林建設課長（建設担当）」に改め、同条第２項第５号「商工観光課長」を削除する。

「第３条」を「第４条」に「第４条」を「第５条」に「第５条」を「第６条」に改め、第６条中「審議会」を「委員会」に改める。

「第６条」を「第７条」に改め、第７条中「審議会」を「委員会」に改める。

「第７条」を「第８条」に改める。